

最近改正 令和 2 年12月18日例規（生総）第103号

この度、少年非行防止の総合対策の一環として行う少年柔剣道について、別記のとおり「少年柔剣道実施基準」を定めたので署情を勘案の上、実施基準にのっとり推進されるよう努められたい。

別記

少年柔剣道実施基準

1 目的

警察が関係団体及び地域住民と連携して少年に柔道及び剣道を指導し、もって少年の非行防止と健全育成を図ろうとするものである。

2 少年柔剣道活動の内容

- (1) 柔道及び剣道の訓練
- (2) 柔道及び剣道の昇級審査
- (3) 柔剣道大会等の開催

3 少年柔剣道推進会の結成促進等

- (1) 警察署長は、この活動を効果的に推進するため、警察署単位に関係団体及び地域住民等の代表者で構成する「少年柔剣道推進会」（以下「推進会」という。）の結成を促進する。
- (2) 警察署長は、推進会の行う次に掲げる事務に積極的に協力するものとする。
 - ア 会則及び訓練計画の策定
 - イ 参加少年の募集及び選考
 - ウ スポーツ傷害保険の加入
 - エ 少年柔剣道大会の開催

4 参加少年

参加少年は、原則として当該警察署の管轄区域内に居住する小・中学生とする。

5 訓練の場所、時間等

- (1) 訓練の場所は、警察署の道場とする。ただし、やむを得ない場合は、他の公共施設を使用することができる。
- (2) 訓練は、原則として1週間に1回以上、平日に行うこととし、訓練時間は、1回おおむね1時間程度とする。

6 指導者等

- (1) 警察署長は、推進会与協議して、指導者に当該警察署の術科教養指導者（柔剣道担当）を、指導補助者に当該警察署の柔剣道高段者を指名するものとする。

なお、指導補助者にあつては、推進会が警察署長と協議して委嘱する場合がある。
- (2) 少年柔剣道の推進に関する警察の事務は、警察署生活安全課が総務課と協力して行うものとする。

7 留意事項

- (1) 参加少年及び指導者等の事故防止に十分配慮すること。
- (2) 不測の事態に備えるため、参加少年については、事前に「スポーツ傷害保険」に加入させ、かつ、保護者から誓約書、健康診断書等を徴すること。
- (3) 少年柔剣道の機会を利用して、適宜ミニ非行防止教室等の開催に努めること。
- (4) 訓練を通じて、参加少年に礼儀作法や規範意識を習得させるよう配慮すること。
- (5) 実施に当たっては、関係機関・団体、既存の少年柔剣道実施団体等と事前に十分な調整を行い、無用のあつれきを生じないよう準備に万全を期すこと。

8 報告

警察署長は、年度当初の推進会の結成状況を毎年4月20日までに、それ以後新たに推進会を結成したときはその都度速やかに少年柔剣道推進会結成状況報告書（別記様式）に会則を添付して生活安全部長（少年課）宛てに報告するものとする。

9 本部所属に対する準用

本部所属で少年柔剣道を実施する所属については、この基準に準じた方法により実施すること。
別記様式